



水俣病特措法の救済措置申請受付
は平成24年7月末までです。
心当たりのある方は申請を。

「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」の改正案に対する意見の募集（パブリックコメント）について

平成24年5月11日（金）
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課
代表：03-3581-3351
直通：03-5501-3156
課長：廣木 雅史（内：6871）
課長補佐：鈴木 清彦（内：6876）
担当：三浦 博信（内：6880）

環境省は、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」（平成18年環境省告示第98号）により定めている無害化処理認定施設において処理するPCB廃棄物について、所要の検討を行ってきました。今回、検討結果を踏まえ、同告示を改正することを検討しています。

そこで、本案について広く国民の皆様から意見をお聞きするため、平成24年5月11日（金）から平成24年6月11日（月）までの間、意見の募集（パブリック・コメント）を実施いたします。

1. 検討概要

環境省では、PCB汚染物の処理に関して、平成17年度から産業廃棄物処理施設における無害化実証試験を実施し、これらの知見を踏まえ、平成21年に廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に微量PCB汚染廃電気機器等を加えました。その後、微量PCB汚染廃電気機器等以外のPCBを含む廃棄物についても無害化実証試験を行ってきました。今般、これらの実証試験結果に基づき、「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」における議論を踏まえ、無害化処理認定施設で処理するPCB廃棄物を見直すことを検討しています。

2. 意見募集の対象

別添の「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）の改正案について」

この改正案についての参考資料として「（参考資料）PCB廃棄物に関する実証試験について」を添付します。

3. 意見募集要領

（1）募集期間

平成24年5月11日（金）から平成24年6月11日（月）17時まで（郵送の場合は同日必着）

（2）意見の提出方法

次の様式により、電子メール、郵送又はファックスのいずれかの方法で下記提出先に提出してください。



水俣病特措法の救済措置申請受付
は平成24年7月末までです。
心当たりのある方は申請を。

電子メール又はファックスの場合は題名に「PCB廃棄物の無害化処理に関する意見」と記載してください。

なお、上記以外の方法（電話等）による御意見は受け付けかねますのであらかじめ御了承ください。

【意見提出先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

E-mail: hairi-sanpai@env.go.jp

FAX: 03-3593-8264

(3) 意見の取扱い

いただいた意見は、氏名、住所及び電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

また、いただいた意見に対して個別にお答えすることはできませんので、あわせて御了承ください。

(4) 記入要領

郵送又はファックスの場合、下記の様式（A4版）にならい、氏名、住所、電話番号等を御記入ください。電子メールの場合においても、本記入要領に準じて御記入ください。

[件名] PCB廃棄物の無害化処理に関する意見
[宛先] 環境省廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[郵便番号・住所]
[電話番号]
[ファックス番号]
[御意見]

(5) 資料の入手方法

環境省ホームページのパブリックコメント欄

(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の窓口に備え付け

(東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館26階)

事前に入館登録が必要になるので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。

郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し80円切手を貼付した返信用封筒を別の封筒に入れ、期限までに十分な余裕を持って意見提出先まで送付してください。